平成２４年（フ）第４１７４号
東京都練馬区豊玉南３丁目32―35―207
債務者　長谷部正美
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２９６号
東京都大田区西馬込１丁目26―10山本方101
債務者　齋藤　知平
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４１１号
東京都足立区本木１丁目４－２
債務者　大石　一真
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４１６号
東京都世田谷区等々力８－６―13―102、住民票上の住所石川県白山市白山町レ191―22
債務者　中川　健太
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４２４号
東京都品川区東品川１丁目７－９―303
債務者　谷　　慶高
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２６号
東京都武蔵村山市本町１丁目84番地の５ビラウィスタリアＢ棟102号
債務者　阿部　　慎
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１８００号
大阪市住之江区南港中４丁目２番16―417号、前住所大阪市住之江区南港中４丁目２番16―903号
債務者　村上　憲司
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８号
熊本県球磨郡湯前町3636番地
債務者　本田　健一
1　決定年月日時　平成24年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月15日午前11時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２４年（フ）第２号
熊本県阿蘇郡小国町大字宮原2016番地
債務者　池田　幸博
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前11時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２４年（フ）第５号
熊本県阿蘇市一の宮町宮地1297番地
債務者　吉塚　玉美
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前11時40分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２４年（フ）第１５５号
静岡県焼津市小川3335番地の２
債務者　宮内　義行
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４３４８号
東京都世田谷区太子堂３丁目４―19守家方201
債務者　劍持　敦弘
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

免責許可決定

平成２３年（フ）第７０２号
栃木県宇都宮市大曽４丁目７番６号
破産者　郷間　美臣
1　決定年月日　平成24年４月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１６号
栃木県日光市今市794番地11、前住所神奈川県横浜市保土ヶ谷区西谷町1072番地３　メゾン西谷302号
破産者　阿久津眞二
1　決定年月日　平成24年４月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１８号
栃木県栃木市岩出町46番地２、前住所栃木県栃木市神田町９番10号
破産者　関口　正己
1　決定年月日　平成24年４月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１９号
栃木県栃木市岩出町46番地２、前住所栃木県栃木市神田町９番10号
破産者　関口　仁子
1　決定年月日　平成24年４月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３７号
栃木県矢板市本町２番１号、前住所栃木県宇都宮市今泉町170番地８　Ｓａｔｉｅ今泉502号室
破産者　渡邊明日香
1　決定年月日　平成24年４月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係